

## 第3期宮城県食育推進プラン策定の趣旨

- 1 食育基本法(平成17年7月15日施行)第17条第1項に基づき、食育推進の方向を示す計画として平成18年11月に「宮城県食育推進プラン」(H18～H22)を策定し、体制の整備などに取り組んできた。
- 2 「第2期宮城県食育推進プラン」(H23～H27)では、「意識の向上から行動へ」をコンセプトに、2つの行動目標を設定し、人材の育成や多様な場面での普及啓発を図るとともに、地域の特色に応じた課題解決型の取組を進めてきた。
- 3 第2期プランに基づく取組の達成状況は、目標値18項目のうち約4割で改善しているが、「朝食を欠食する県民の割合」など4項目が悪化している。また、「子どものむし歯、肥満」、「メタボリックシンドローム」については全国下位の現状である。
- 4 県民の健康・栄養の現状等については、中高年で食や健康への関心が高くなっている一方で、若い世代における知識不足や無関心など二極化が懸念されている。
- 5 国の健康・栄養関連施策等の動向としては、「健康な食事」の考え方の提示、「食品表示法の施行(栄養成分表示の義務化等)」、「和食を中心とした食文化の保護・継承」等があげられる。
- 6 このような状況を踏まえ、宮城の特性を活かした食育をさらに展開していくための指針として「第3期宮城県食育推進プラン」(H28～H32)を策定する。

## 第2期プランの達成状況(成果)

- 1 第2期計画の目標達成状況  
目標値18項目のうち、達成した項目は5項目、改善傾向は3項目、ほぼ変化なしは4項目、悪化傾向は4項目、評価不能は2項目であった。
- 2 主な達成内容(成果)
  - (1)食育の推進体制
    - ・みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数の増加(H21:7,231人 → H26:21,548人)
    - ・食育推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加(H22:91.4% → H26:100%)
  - (2)地産地消の取組
    - ・主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口の増加(H21:901万人 → H26:1,279万人)
    - ・農産物直売所推定売上高の増加(H21:69億円 → H26:88億円)

## 第3期プラン策定の概要

- 1 特に重点的に取り組むべき事項の明確化
  - ・児童の肥満やメタボリックシンドローム等の現況値が全国下位の状況であることから、第3期プランの行動目標に「適正体重の維持」を掲げ、重点的に取り組む。
  - ・「食材王国みやぎ」の豊かな食は、宮城の特性をいかした食育に不可欠であることから、第3期プランの行動目標に「食卓での地域食材の取り入れ」を掲げ、重点的に取り組む。
  - ・食生活に関しての意識や実践は若い世代の改善状況が十分とはいえない。また、乳幼児期や中学生・高校生など思春期に対する取組が少ない現状であることから、重点的に取り組む。
- 2 コンセプト  
◇「次世代へ伝えつなげる食育の推進～五感を使って健やかな心身を育む～」  
食育を次世代へ継承していくため、望ましい食習慣の形成期にある子どもやこれから親となる若い世代を中心とした食育に重点的に取り組んでいく。